

温泉部会の活動概要

1 平成20年度の部会審議状況

温泉法32条に「都道府県知事は掘削許可、増掘・動力装置許可、許可の取消、温泉の採取の制限に関する命令を行おうとするときは、自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他合議制の機関の意見を聴かなければならない。」とあり、それに基づいて知事から諮問のあった案件について、審議し答申した。

2 平成20年度以降の部会開催状況

月 日		審議・答申内容
平成20年 8月1日	部 会 (現地調査)	温泉掘削許可申請について(諮問) ・掘削申請1件(深度1,300m)に対し、許可相当と答申した。
8月25日	部 会	
平成21年 2月4日	部 会 (現地調査)	温泉動力装置の許可申請について(諮問) ・動力申請1件(ポンプ出力2.2kw・揚出量15L/分)に対し、許可相当と答申した。
3月2日	部 会	
平成21年 8月7日	部 会 (現地調査)	温泉掘削許可申請について(諮問) ・掘削許可申請2件(深度800m、1,000m)に対し、許可相当と答申した。 温泉増掘許可申請について(諮問) ・増掘許可申請1件(深度100m)に対し、許可相当と答申した。
8月21日	部 会	
		温泉動力許可申請について(諮問) ・動力申請1件(ポンプ出力7.5kw・揚出量30L/分)に対し、許可相当と答申した。

3 今後の部会審議予定

平成21年度第2回

部会(現地調査) 2月上旬

部会 3月上旬